

Legal professional corporation 51
2018.03 vol.

GRACE News Letter

CONTENTS

- 企業法務コラム 問題社員に対する対処法 弁護士 黒崎 裕樹
- グレイス・ニュース セミナー開催のお知らせ(企業法務部)
- 弁護士紹介 「常に誇りと謙虚さを胸に、精進して参ります」 弁護士 岡本 明

TOPICS ✨ 企業法務コラム

問題社員に対する対処法

弁護士
黒崎 裕樹



経営者の方々にとって、問題社員にどう対処したらいいか、早々に解雇することができるのか、頭を悩ませる問題の一つだと思います。「問題社員」にも色々なタイプがありますが、多いのは以下のタイプではないでしょうか。

1. だらだらと残業をする
2. 遅刻欠勤が多い

今回のコラムでは、これらの問題社員に対してどのように対処すべきか、要点だけ簡潔にご説明いたします。

1. だらだらと残業をする

まず最初に注意しなければならないのは「だらだら」というのが抽象的な評価であるということです。

そのため、会社としてはまず、その社員の業務量を調べて、長時間労働しているのがその社員の集中力ややる気の問題であって他の社員であれば長時間の残業は不要であると言えるか、それとも他の社員であっても長時間の残業が必要になるほどの業務量なのか、確認しなければなりません。その社員の業務量を調べた結果、他の社員であれば長時間の残業は不要であると言えるような業務量であれば、会社としてはまず帰社するように指導すべきです。

それでも帰社しなかった場合には、就業規則にて残業を許可制にすると定めるとか、残業を禁じる命令を書面で下すことが考えられます。

それでもその社員が無用の残業をしていた場合には、就業規則または業務命令違反として、口頭注意や訓

告を行うことになるでしょう。

2. 遅刻欠勤が多い

遅刻欠勤は、当該社員の会社に対する労務提供義務違反です。

そのためまず、ノーワークノーペイの原則から、現に労働しなかった時間や労働日に相当する賃金を差し引くことが考えられます（現に労働しなかった時間や労働日に相当する賃金以上の賃金を差し引くことは懲戒処分の一つである減給に該当しますので、処分を下す際には十分注意しなければなりません）。※有給を消化する場合は別です。

また、遅刻欠勤に合理的な理由がない場合、口頭注意や訓告を行うことも選択肢の一つです。口頭注意や訓告を行っても改善されない場合には、順を追って、戒告、減給、停職といった懲戒処分や解雇することが視野に入ってきますが、その際には、遅刻や欠勤の頻度、理由、会社の口頭注意や訓告の有無とそれに対する当該社員の反応、業務に与えた影響、他の従業員との均衡といった点を考慮して慎重に検討しなければなりません。

このように、問題社員に対する対処法は慎重に検討して順を追うことが肝要です。直ちに解雇するのではなく、どのような事実が存在し、それを証明する証拠はどのようなものがあるのかを踏まえ、一度弁護士に相談されることをお勧めします。

企業法務部からのお知らせ

セミナー開催のお知らせ

ご好評いただいております企業法務部主催セミナーの開催が、今年も決定いたしました！本年も労務問題に特化して、経営者の方や企業の皆様に役立つ内容となっております。是非ともご期待ください！

6月
予告

企業法務専門弁護士が教える 経営者が知っておきたい労務トラブル対策セミナー

従業員給与に関するセミナー(仮)

従業員給与についてのセミナーを、6月に3会場にて、計6回開催いたします

鹿児島

開催地 鹿児島市内
開催日 6月5日(火)
6月6日(水)

熊本

開催地 八代市内
開催日 6月12日(火)
6月13日(水)

宮崎

開催地 都城市内
開催日 6月20日(水)
6月21日(木)

講師 大武 英司(当事務所弁護士) ※内容等変更になる事もございます。予めご了承ください

*開催時間や会場など、詳細は4月号のニュースレターにてご案内いたします。今しばらくお待ちください。

お申込み・お問合せ

TEL 099-822-0764
(担当/大里・久保山)

FAX 099-822-0765

お問合せフォーム



弁護士紹介



常に誇りと謙虚さを胸に、
精進して参ります

弁護士
岡本 明

1 初めまして

本年3月より入所いたしました岡本と申します。幼少の頃より埼玉県に住んでおりましたが、この度ご縁がありまして、鹿児島へ思い切って単身やってきました。

食事のおいしさ、温泉かけ流しの銭湯、何より鹿児島の方々の人柄にすっかり魅了されております。

2 弁護士としての在り方

私は企業法務部に所属しており、主に企業様の担当しております。

私は、お客様に選ばれる弁護士とは、法の専門家であることに誇りを持ちつつ、未知に対して謙虚さを忘れず日々成長を続けていくことができる者だと考えております。具体的には、お客様の求めるものは何か、私が提供できるサービスは何かを常に考え、実行していくことのできる者だと考えます。

お客様のことを考え、受け止めつつ、迅速に未来を切り拓いていく、そんな弁護士になるべく、日々研鑽を積み、精進して参ります。今後ともどうぞよろしく願いいたします。

》略歴 2006年 3月 埼玉県立浦和高校 卒業
2006年 4月 早稲田大学法学部 入学
2010年 3月 早稲田大学法学部 卒業
2010年 4月 早稲田大学大学院法務研究科 入学
2012年 3月 早稲田大学大学院法務研究科 修了
2012年 9月 新司法試験合格
2012年12月 最高裁判所司法研修所 入所

》職歴 2013年12月 飯塚総合法律事務所 入所
2014年 3月 同事務所 退所
2018年 3月 弁護士法人グレイス 入所
》所属 日本弁護士連合会
鹿児島県弁護士会(弁護士登録番号:49355)
》趣味 読書、ランニング

FAXでも法律相談のご予約を承っております。お気軽にご連絡ください

下記の必要事項をご明記の上、FAX番号099-822-0765までお送りください。折り返し、担当者よりご連絡を差し上げます。

貴社名:

ご担当者名:

ご連絡先TEL:

ご相談希望日:

ご相談内容:

全ては依頼者の最大の利益の為に
契約書、債権回収、労務問題、会社法の相談、また、事故や離婚の相談なども幅広く対応します。

法律相談のご予約はこちら！
新規予約専用ダイヤル

☎ 0120-100-129

受付時間: 平日9:00~18:00
※緊急案件については土日でもご対応
できる場合があります